

じゅうみんいどうとどけ ゆうそうよう  
住民異動届 (郵送用)

し く ちょうそんちょう さま  
市区町村長 様

れいわ ねん がつ ひ  
令和 年 月 日

とどけ で にん ほんにん 届出人 (本人)	[自署以外の方法 (ゴム印を押す、パソコン等で作成など) で氏名(在留カード等のとおり)を記入した場合は、サインが必要です]			れんらくさき 連絡先 TEL. ☎ ( ) -
いま じゅうしょ 今までの住所				
いま せたいぬし 今までの世帯主				
あたら じゅうしょ 新しい住所に す はじ ひ 住み始めた日	れいわ 令和	ねん 年	がつ 月	ひ 日
あたら じゅうしょ 新しい住所 てんしゅつしょうめいしょそうふさき (転出証明書送付先)	〒 -			
あたら せたいぬし 新しい世帯主				
ほんせき また こくせき 本籍 又は国籍				
ひつとうしゃ 筆頭者				
し めい 氏 名		ざいりゅう どう (在留カード等のとおり)		せいねんがっぴ たんじょうび 生年月日 (誕生日)
1			ねん がつ ひ 年 月 日	せいべつ 性別 男 女 M・F
2			年 月 日	M・F
3			年 月 日	M・F
4			年 月 日	M・F
5			年 月 日	M・F
				つづきから 続柄 せたいぬし 世帯主

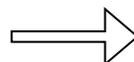
↑ 注意

せたいぬし 異動者全員の氏名、生年月日、性別と世帯主との続柄を記載してください。(世帯主の同世帯)

注意

- ※ てんしゅつしょうめいしょ はっこう むりょう  
転出証明書の発行は無料です。
- ※ てんしゅつ かくしゅてつづ こんみんけんこうほけんとう  
転出にともなう各種手続き (国民健康保険等) については、ちよくせつたんどう か  
直接担当課へ  
お問い合わせください。

うらめん つづ  
裏面に続く



あたら じゅうしよち す はじ ひ かいない しんじゅうしよち しく ちようそん し やくしよ く やくしよ まち やくば  
 新しい住所地に住み始めた日から 14日以内に新住所地の市区町村（市役所、区役所、町役場、  
 むら やくば てんにゆうてつづ おこな  
 村役場）で転入手続きを行ってください。

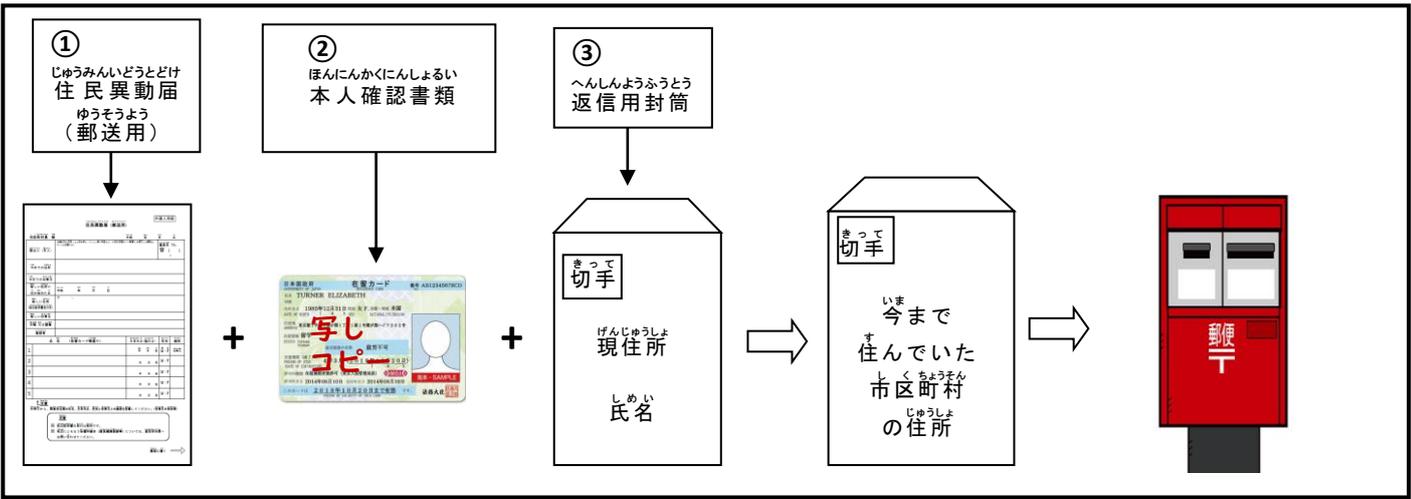
げんそく てんにゆうとどけ さい ぜんじゅうしよち しく ちようそん はっこう てんしゅつしよめいしよ ひつよう  
 原則として、転入届の際に前住所地の市区町村で発行された転出証明書が必要となります。

ゆうそうせいきゆう ほうほう  
**郵送請求の方法**

いま じゅうしよち しく ちようそん とお とど で てつづ い ばあい てんしゅつしよめいしよ か き  
 今までの住所地の市区町村が遠くて届け出の届出に行けない場合は、転出証明書を下記のとおり  
 ゆうそうせいきゆう  
 郵送請求することができます。

- ① **異動届:** じゅうみんいどうとどけ ゆうそうよう てんぶ  
 住民異動届（郵送用）を添付してください。  
 ひるま れんらく でんわばんごう きにゆう  
 屋間に連絡がつく電話番号を記入してください。
- ② **本人確認書類:** ざいりゆう とう こうてきかん はっこう とどけでん ほんにんかくにん みぶんしよめいしよ  
 在留カード等、公的機関が発行した届出人の本人確認ができる身分証明書の  
 うつ かなら てんぶ  
 写しを必ず添付してください。
- ③ **返信用封筒:** へんしんようふうとう へんしんようさき じゅうしよ しめい きにゆう ゆうびんきって は どうふう  
 返信用先の住所・氏名を記入し、郵便切手を貼ったものを同封してください。  
 いそ ばあい そくたつりようきんぶん きって は  
 お急ぎの場合は、速達料金分の切手を貼ってください。

※ ①②③を同封し、**今までの住所地の市区町村の市民課係**に請求してください。



ゆうびんぶつ ただ はいたつ ゆうびんきよく てんそうとど す ちか  
 郵便物が正しく配達されるよう、郵便局に転送届けを済ませてください。詳しくは、近くの  
 ゆうびんきよく かくにん  
 郵便局で確認してください。

てんしゅつしよめいしよ いどうしゃぜんいん ざいりゆう も しんじゅうしよち しく ちようそん てんにゆうてつづ おこな  
 転出証明書と異動者全員の在留カードを持って新住所地の市区町村で転入手続きを行ってくださ  
 い。転入手続きは郵送ではできません。詳しくは、新住所地の市区町村に確認の上、転入の手続  
 きを行ってください。

※ **マイナンバーカード** または **住基カード** をお持ちの方の住民異動届（郵送用）の手続きは  
 どうよう てんしゅつしよめいしよ はっこう  
 同様です（転出証明書の発行はしません）。  
 てんしゅつあんない とど ぜんいん または じゅうき ざいりゆう も  
 転出案内が届いたら、**全員**のマイナンバーカード又は住基カードと在留カードを持って  
 しんじゅうしよち しく ちようそん てんにゆうてつづ おこな  
 新住所地の市区町村で転入手続きを行ってください。